

**問2** 株式会社X産業（以下「X社」という。）の代表者である丁は、X社とその子会社である株式会社Y商事（以下「Y社」という。）及びY社の子会社である株式会社Z販売（以下「Z社」という。）のグループ法人3社（以下これらの3社を「Xグループ」と総称する。）について、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの期間を最初の連結事業年度とする連結納税を選択しようと考えた。

[質問]

- (1) 丁の意図どおりにXグループの連結納税を開始させるためには、いつまでに、どのような手続きを行ったらよいか。
- (2) Y社の決算期は12月末であり、3月末を決算期とするX社及びZ社とは決算期が異なるが、連結納税をするためには、Y社の決算期を他社と揃えるために定款を変更するといった手続きが必要となるか。

- (3) Y社は、単体申告を行っていた各事業年度における業績不振に基因して、繰越欠損金（青色）の残高が30,000,000円に達しているところ、かつて丁の経営者仲間からは、「子会社の単体申告で生じた繰越欠損金は連結納税開始時に切り捨てられる。」といった話を聞いたことがある。Y社の繰越欠損金は、連結納税の開始後、Xグループ内で繰越控除ができないというのは本当か。

理論ドクター

内国法人である甲株式会社（定款で年1回3月末決算となっている法人である。以下「甲社」という。）は、同じく内国法人である乙株式会社（定款で年1回12月末決算となっている法人である。以下「乙社」という。）の発行済株式の全てを平成25年5月に甲社と資本関係のない法人から買い取るにより取得している。

甲社は甲社を連結親法人、乙社を連結子法人として平成27年4月1日開始事業年度から連結納税制度の採用したいと考えている。

これらを前提に次の各設問に答えなさい。

**設問1** 甲社及び乙社が、平成27年4月1日開始事業年度から連結納税制度を採用しようとする場合の連結納税の承認の申請期限について述べなさい。具体的な申請期限についても答えなさい。

なお、期限に関しては、休日等を考慮する必要はない。

**設問2** 甲社及び乙社が、平成27年4月1日開始事業年度から連結納税制度を採用する場合の事業年度について規定を述べなさい。

上級演習第15回

**問1** 内国法人A株式会社は、年1回3月末決算の1年決算法人であるが、翌期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）よりA社を連結親法人、A社の子会社である内国法人B株式会社（決算期はA社と同様である。）を連結子法人とする連結納税制度を導入することとなった。

B社は、A社が平成24年9月に、他の内国法人から全株買い取ったことにより100%子会社となったものである。B社は、平成27年3月31日において、法人税法施行令第122条の12に規定する時価評価資産に該当する資産として土地（帳簿価額80,000,000円、時価50,000,000円）を有していた。

この場合において、次の各問に答えなさい。

- (1) 翌期から連結納税制度を導入するためには、法人側においていつまでにどのような手続きが必要か、説明しなさい。なお、休日について考慮する必要はない。

直前予想答練第2回

設問3

仮に、乙社を解散させず、丙社を連結親法人、甲社及び乙社を連結子法人とする連結納税制度を平成26年4月1日から採用した場合、乙社の青色欠損金額は連結欠損金額とみなされるか否か、簡潔に説明しなさい。

〔第一問〕 —50 点—

問 1 次の(1)から(3)までの問いに答えなさい。

(注) 解答は答案用紙の指定された枠内に記載すること。

- (1) 次の〔事実関係〕及び〔和解内容〕を前提として、株式会社A(年1回3月末決算。以下「A社」という。)が、本件「示談金」につき、当期(平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度をいう。)において行うべき税務処理を仕訳で示すとともに、なぜそのような税務処理を行うのが妥当か理由を付して簡潔に説明しなさい。

〔事実関係〕

- ① A社は、甲の所有する土地の上に建物を所有していたが、A社と甲の間では、当該土地の占有権限を巡って従来から争いがあった。
- ② A社は、正当な賃貸借契約に基づいて、当該土地を使用している旨を主張する一方、甲は、A社の当該土地の占有は不法なものである旨を主張していたが、平成26年6月1日、次の内容の和解がA社と甲との間で成立した。

〔和解内容〕

- ① A社は、当該土地につき、平成45年5月31日を明け渡し期限として、甲に明け渡すこととし、当該明け渡し期限までは、従来どおりの条件によって使用が認められる。
- ② A社は「示談金」名目で、総額48,000,000円を甲社に支払う旨に合意する。支払方法は、平成26年6月30日を第1回目とし、以後20年間(毎月月末に200,000円)の分割払いとする。
- ③ A社が「示談金」の毎月の支払いを2回以上遅延した場合には期限の利益を失い、残額を一括で支払うとともに、即時に当該建物を撤去して、甲に当該土地を明け渡すものとする。
- ④ A社が明け渡し期限前に当該建物を撤去し、当該土地を甲に明け渡した場合には、その明け渡し時点における「示談金」の未払い残金は、遅延分を除き免除される。

## 2. 分割払の示談金

### (1) 問題

X社は、商品の販売を行う株式会社である。X社は、Y社の有する土地を不法に占有しており、当該土地の明け渡しを求める訴訟において和解した。X社は、本件土地についての占有権がないことを認め、当該土地の上に建てられている建物について、平成26年1月31日から20年を経過する日までに撤去するとともに、当該土地の明け渡しを完了することを約束した。あわせて、Y社に対して、60,000,000円の示談金を当期の1月31日より毎月末に250,000円ずつ、240回に分割して支払う旨の約束をした。

なお、X社が、示談金の支払いを2回以上遅延した場合には、Y社に対して残額を一時に支払うとともに、即時に本件建物を撤去して、本件土地を明け渡すことを条件としている。

また、X社は、土地の明け渡しの期限が到来する前に任意に本件建物を撤去し、土地を明け渡したときは、その時における示談金の残額を免除することが定められている。

以上の事実にもとづき、X社の支出する示談金の課税関係につき、根拠となる法令を示しつつ、理由を付して簡潔に説明しなさい。

### (2) 解答

#### ① 結論

当期中に支出すべき示談金750,000円については、当期の損金の額に算入される。

翌期以後に支払期限の到来する示談金59,250,000円については、当期の損金の額に算入されず支払期限の到来する各事業年度において、損金の額に算入される。

#### ② 理由

本間における示談金は、土地の占有によって支払うべきこととなったものであり、実質的には土地の使用料としての性格を有していると考えられる。

法人税法第22条第3項は、「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次の額とする。」とし、同2号は「その事業年度の販売費、一般管理費その他の費用（償却費以外の費用でその事業年度終了の日までに債務が確定しないものを除く。）の額」と規定しており、いわゆる債務確定主義が採られている。

債務確定とは、その事業年度終了の日までに①その費用に係る債務が成立していること、②その債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること、③その金額を合理的に算定することができるものであること、の各要件をすべて充足していることが必要であるとされる（法人税基本通達2-2-12）。

本間における示談金は、X社による土地の不法な占有に対する損害賠償の性質を有しており、期限前の明渡しの際の残額免除の約定と併せて考えると、毎月の支払義務は土地の占有の事実があつてはじめて発生するものといえる。したがって、当期末までに具体的な給付をなすべき事実が発生しているのは、当期中に占有したことにより当期に支出すべき750,000円のみであり、残額の59,250,000円はまだその給付をすべき事実が発生していないのであるから、上記の三要件のうち②の要件を充足していないため、債務が確定しているとはいえない。

したがって、当期の費用として損金の額に算入されるべき金額は750,000円のみであり、残額の59,250,000円は翌期以後の各事業年度において損金の額に算入されるものと結論づけられる。

- (2) 次の[事実関係]及び[和解内容]を前提として、株式会社B（年1回3月末決算。以下「B社」という。）が、本件「返還金」及び「和解金」につき、当期（平成26年4月1日から平成27年3月31日までの事業年度をいう。）において行うべき税務処理を仕訳で示すとともに、なぜそのような税務処理を行うのが妥当か理由を付して簡潔に説明しなさい。

[事実関係]

- ① 製造業を営むB社は、ガス供給業を営む乙との間のガス供給契約に基づき、創業以来、乙から都市ガスを継続的に購入し、毎月月末にガスメーターにより計測される使用量に応じた料金を正当なものとの認識の下で支払っていた。
- ② 平成25年6月1日、乙はB社工場社屋外に設置したガスメーターの計器設定誤りを発見し、調査の結果、少なくとも平成16年6月分から平成26年5月分までの10年の期間に係るガス料金を過大請求していた事実を把握した。なお、当該過大請求の事実が判明するまでは、B社、乙ともに過大請求がある事実を発見することは、事実上、不可能な状態にあった。
- ③ 過大請求額が実額で判明したのは、ガスメーターの記録の保存があった平成24年4月請求分以後に係る部分であり、その金額は次の表のとおりである。

| B社の事業年度  | 過大請求額      |
|----------|------------|
| 平成25年3月期 | 2,400,000円 |
| 平成26年3月期 | 2,400,000円 |
| 平成27年3月期 | 400,000円   |
| 総 額      | 5,200,000円 |

- ④ 乙は、平成26年10月1日にB社に謝罪を行うとともに、次のような内容の和解を書面により申し込んだところ、B社は、平成26年11月1日、これに合意した。

[和解内容]

- ① 乙は、平成26年12月1日にB社に対して実額で金額が判明した平成24年4月請求分以後に係る過大請求額5,200,000円を一括して「返還金」名目で支払う。
- ② また、上記[事実関係]③の表に掲げる各事業年度以外のB社の事業年度においても、過大請求の蓋然性が高いものの、その金額が算定困難であることから、乙は、平成16年6月分から平成24年3月分までの過大請求額について、ガスの使用実績等から月平均200,000円と見積もり、「和解金」名目で18,800,000円を平成26年12月1日に一括してB社に支払う。
- ③ 過去の請求額について、過大請求に係る新たな事実が今後判明した場合であっても、B社は、乙に対して、過大請求に係る支払分の返還を一切求めないことに合意する。

## 4 判例対策

### 1. 過払費用の返戻

#### (1) 問題

X社は、製品製造を営む株式会社である。X社は、Y電力との間で電力需給契約を締結し、電力供給を受けていたが、契約変更時に電力計量装置の設定が誤って行われ、X社もその事実に気づかなかつたために、それ以後10年にわたり本来支払うべき電気料金250,000,000円の2倍相当となる500,000,000円をY電力に支払っていた。

当期に行われた定期検針において、電力計量装置の誤設定が明らかとなった。Y電力はX社に対し、利息を含めた過大電気料金の見積返戻額（資料の残存していない期間については、見積もりによる金額の算定を行った。）が300,000,000円となることを通知し、X社はこれを了承した。

この場合において、Y電力からの返戻金につき、X社のとりうる処理方法として次の2つの方法が考えられる。

- ① 年度ごとの過払額を各年度の損金の額から減額する修正申告をする方法（利息相当額については、当期の収益として益金の額に算入する）
- ② 返戻額の全額を当期の益金に算入する方法

①および②の方法のうち、いずれの処理方法が妥当であるか、理由を付して簡潔に説明しなさい。

#### (2) 解答

##### ① 結論

返戻額の全額を当期の益金の額に算入する方法が妥当であると結論づけられる。

##### ② 理由

X社は、Y社による電気料金の請求が正当なものであるとの認識の下でその支払いを完了しており、その間、X社およびY社の双方において、過大な電気料金が徴収されている事実を把握していなかったのであるから、X社が過大電気料金の返還を受けることは事実上不可能であった。

そうであれば、電気料金の過大支払日の属する各事業年度に過大電気料金の返還請求権が確定したものとして、当該各事業年度の所得金額を計算することは相当ではない。

返戻額は、過去に計上された費用の過大額そのものではなく、電力計量装置の誤設定が判明したという新たな事実の発生を受け、両者間において、返戻額についての合意が成立したことによって、確定した金額であるとともに、その時をもって返還請求権が確定したものとするのが相当である。

したがって、返戻額の全額を当期の益金に算入する方法が妥当であると結論づけられる。

#### (3) 解説

本問は、過年度の費用につき、誤った計算がなされていることを所与として、これに係る過払額が返戻された場合の処理について問う問題である。問題文に処理方法が2つ提示されており、いずれの処理方法が妥当と考えられるかを判断するものであるから、比較的解答しやすいと思われるが、処理方法が提示されていない場合であっても、対応できるようにしておくこと

（注１）本社建物の減価償却費の計上について、これまで、税務上の調整がされたことはなかった。

なお、平成 26 年 9 月 3 日に建物内の蛍光灯及び電球を全て L E D 照明に切り替え、当該切替えに要した費用 4,000,000 円を全額修繕費として計上している。

上級テキストNo.1

当社では、節電対策として自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型 LED ランプに取り替えることを考えていますが、その取替に係る費用については、修繕費として処理して差し支えありませんか。

なお、当社は、これまで蛍光灯が切れた際の取替費用を消耗品費として処理しています。

実力完成答練第 2 回

- ① 事務室の蛍光灯 50 本の蛍光灯型 L E D ランプへの取替費用 550,000 円  
なお、取替に際して建物の天井のピットに装着された照明設備（建物附属設備）については、特に工事行われていない。  
また、取替費用は蛍光灯型 L E D ランプの購入費用（1 本あたり 10,000 円）と取付工事費（1 本あたり 1,000 円）の合計額である。